ビタミンC	［略］	ビタミンCは、抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンCは、皮膚や粘膜、骨、血管のコラーゲン合成を助ける栄養素です。 ビタミンCは、鉄の吸収を助ける栄養素です。	［略］	［略］
ビタミンD	二・七〇マイクログラム	ビタミンDは、カルシウムの吸収を助ける栄養素です。 ビタミンDは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。	［略］	［略］
ビタミンE	一・九五ミリグラム	ビタミンEは、抗酸化作用により細胞を保護するのを助ける栄養素のひとつです。	［略］	［略］
ビタミンK	［略］	ビタミンKは、骨を作るのを助ける栄養素のひとつです。 ビタミンKは、正常な血液凝固を助ける栄養素です。	［略］	［略］
葉酸	［略］	葉酸は、赤血球を作るのを助ける栄養素のひとつです。 葉酸は、胎児の正常な発育を助ける栄養素です。	［略］	［略］

ビタミンC	［同上］	ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助けるとともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。	［同上］	［同上］
ビタミンD	一・六五マイクログラム	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	［同上］	［同上］
ビタミンE	一・八九ミリグラム	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	［同上］	［同上］
ビタミンK	［同上］	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	［同上］	［同上］
葉酸	［同上］	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）の表示については、この府令による改正後の食品表示基準別表第十一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。